

連結事業年度における分配時調整外国税相当額の控除及び各連結法人の地方法人税の額から控除する分配時調整外国税相当額の個別帰属額の計算に関する明細書

連 結 事 業 年 度 等	・	・	法人名	( )
---------------	---	---	-----	-----

I 連結事業年度における分配時調整外国税相当額の控除に関する明細書

区 分	取 入 金 額	①に係る分配時調整外国税相当額		②のうち控除を受ける分配時調整外国税相当額
		①	②	③
合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託(特定公社債等運用投資信託を除く。)の収益の分配	円		円	円
集団投資信託(合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託(特定公社債等運用投資信託を除く。)を除く。)の収益の分配				
特定目的会社の利益の配当、投資法人の投資口の配当等、特定目的信託の受益権の剰余金の配当(社債的受益権の剰余金の配当を除く。)及び特定投資信託の受益権の剰余金の配当(特定公社債等運用投資信託の受益権の剰余金の配当を除く。)(みなし配当を除く。)				
そ の 他				
計				

法 人 税 の 額 (別表一の二「10」)	6	円
法 人 税 の 額 か ら 控 除 す る 金 額 ((5の③)と(6)のうち少ない金額)	7	
(5の③)のうち法人税の額を超える金額(マイナスの場合は0)	8	

集団投資信託(合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託(特定公社債等運用投資信託を除く。)を除く。)の収益の分配又は特定目的会社の利益の配当、投資法人の投資口の配当等、特定目的信託の受益権の剰余金の配当(社債的受益権の剰余金の配当を除く。)及び特定投資信託の受益権の剰余金の配当(特定公社債等運用投資信託の受益権の剰余金の配当を除く。)(みなし配当を除く。)に係る控除を受ける分配時調整外国税相当額の計算

個 別 法 人 による 場 合	銘 柄	取 入 金 額	分配時調整外国税相当額	収益の分配等の計算期間	(11)のうち元本所有期間	所 有 期 間 割 合 (12)/(11) (小数点以下3位未満切上げ)	控除を受ける分配時調整外国税相当額 (10)×(13)
		円	円	月	月		円

銘 柄 別 簡 便 法 による 場 合	銘 柄	各連結法人の取入金額の合計額	各連結法人の分配時調整外国税相当額の合計額	各連結法人の収益の分配等の計算期末の所有元本数等の合計	各連結法人の収益の分配等の計算期首の所有元本数等の合計	(17)-(18)/2又は12 (マイナスの場合は0)	所 有 元 本 割 合 (18)+(19)/(17) (小数点以下3位未満切上げ(1を超える場合は1))	控除を受ける分配時調整外国税相当額 (16)×(20)
		円	円					円

そ の 他 に 係 る 控 除 を 受 け る 分 配 時 調 整 外 国 税 相 当 額 の 明 細

支 払 者 の 法 人 名	支 払 者 の 所 在 地	支 払 を 受 け た 年 月 日	取 入 金 額	控除を受ける分配時調整外国税相当額	参 考
		・	円	円	
		・			
		・			
		計			

個 別 帰 属 額 の 計 算

連 結 法 人 名	24	個 別 分 配 時 調 整 外 国 税 相 当 額 (28の計)+(30の計)+(31の計)		25	円
		各連結法人の個別分配時調整外国税相当額の合計額		26	
(5の②)のうち当該連結法人の分配時調整外国税相当額		連結法人税額から控除する分配時調整外国税相当額の個別帰属額 (7)×(25)/(26)		27	
銘 柄 等	(14)のうち当該連結法人に帰せられる控除を受ける分配時調整外国税相当額	(16)のうち当該連結法人に帰せられる分配時調整外国税相当額	個 別 分 配 時 調 整 外 国 税 相 当 額 に よ る 場 合		(1)及び(4)に係る控除を受ける分配時調整外国税相当額のうち当該連結法人に帰せられる控除を受ける分配時調整外国税相当額
			28	29	
	円	円	円	円	円
計					

II 各連結法人の地方法人税の額から控除する分配時調整外国税相当額の個別帰属額の計算に関する明細書

個別分配時調整外国税相当額 (25)	32	円	地 方 法 人 税 の 額 か ら 控 除 す る 金 額 ((8)と(別表一の二「38」)のうち少ない金額)	34	円
各連結法人の個別分配時調整外国税相当額の合計額 (26)	33		個 別 帰 属 額 (34)×(32)/(33)	35	